

目次

1. 用語について

- 1.1 ・ 建築物とは？ ・特殊建築物とは？ ・建築物の主要構造部とは？ ・耐火構造とは？1
 - ・ 延焼の恐れのある部分とはどの部分をいうのか？ ・耐火性能の技術的基準とは？ ・非損傷性とは？
- 1.2 ・ 遮熱性とは？ ・遮炎性とは？ ・可燃物燃焼温度とは？ ・準耐火構造とは？2
 - ・ 準耐火性能の技術的基準とは？ ・防火構造とは？ ・防火性能の技術的基準とは？ ・不燃材料とは？
 - ・ 不燃性能の技術的基準とは？
- 1.3 ・ 耐火建築物とは？ ・準耐火建築物とは？ ・防火壁等とは？ ・防火区画とは？3
 - ・ 特定防火設備とは？ ・防火設備とは？ ・10 分間防火設備とは？
- 1.4 ・ 20 分間防火設備とは？ ・30 分間防火設備とは？4
- 1.5 ・ 75 分間防火設備とは？ ・面積区画とは？ ・堅穴区画とは？ ・異種用途区画とは？5
 - ・ 高層面積区画とは？ ・防煙壁とは？ ・防煙区画とは？ ・区画貫通部とは？
- 1.6 ・ ケーブル配線の区画貫通部の防火措置工法とは？ ・EPSとは？ ・大臣認定とは？6
 - ・ BCJ評定とは？ ・防火区画に貫通されるケーブルの記号の意味は？
- 1.7 ・ ケーブルの占積率とは？ ・ケーブルサイズとは？ ・ケーブル導体の種類は？7
 - ・ 絶縁体とは？ ・介在物とは？ ・シースとは？ ・特定避難時間とは？ ・1 時間準耐火基準とは？
 - ・ 火災継続予測時間とは？
- 1.8 ・ 強化天井とは？ ・75 分間準耐火構造とは？ ・90 分間準耐火構造とは？8
 - ・ 通常火災終了時間とは？ ・延焼防止建築物とは？ ・準延焼防止建築物とは？ ・避難時倒壊防止構造とは？
 - ・ 炎侵入防止構造とは？ ・特定避難時間防火設備とは？ ・固有特定避難時間とは？
 - ・ 実特定避難時間とは？ ・補正固有特定避難時間とは？
- 1.9 ・ 上階延焼抑制防火設備とは？ ・必要遮炎時間 ・上階延焼抑制時間 ・天井延焼抑制時間9
 - ・ 特定準耐火構造とは？ ・火災時倒壊防止構造とは？ ・通常火災終了時間防火設備とは？
 - ・ 固有通常火災終了時間とは？ ・補正固有通常火災終了時間とは？

2. 法令について

- 2.1 ・ 関連法令にはどんな物があるか？10
- 2.2 ・ 耐火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているのか？11
- 2.3 ・ 準耐火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているのか？12
 - ・ 防火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているか？
- 2.4 ・ 防火区画とはどのように規定されているか？13
- 2.5 ・ ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法はどのように規定されているか？15
 - ・ ケーブル防火区画貫通部の耐火性能はどのように規定されているか？

- 2.6 ・ 建築物の耐火性能とケーブル防火区画貫通部の耐火性能はどのような関係になっているか？……………16
 - ・ ケーブル配線の区画貫通部防火措置について海外規格にはどのようなものがあるか
- 2.7 ・ 消防法における令8区画に関する貫通部については、どのように考えたらよいか？……………17
 - ・ 消防法における特定共同住宅等における区画貫通部については、どのように考えたらよいか？
 - ・ 区画貫通部防火措置工法の認定並びに工法施工後の検査に役所や機関はどのように関係しているか？
 - ・ 火災時倒壊防止構造又は75分間準耐火構造の床又は壁を貫通する場合のケーブル防火措置工法はどのように規定されているか？
- 2.8 ・ 区画貫通部防火措置工法の性能評価、認定、施工、検査に係る機関、役所、業界の関係図 ……………18

3. 大臣認定について

- 3.1 ・ 大臣認定を受けるにはどうすればよいか？……………19
 - ・ 認定を取得するのにどのくらいの期間がかかるか？
 - ・ 大臣認定取得社は何社ありますか？
 - ・ 大臣認定工法にはどのような種類のものがあるか？
 - ・ 大臣認定工法の適用にはどのような制限があるか？
- 3.2 ・ 防火区画の貫通部の開口断面積にはどのようなサイズがあるか？……………20
 - ・ 認定範囲を超える開口面積の貫通部の場合は、どのように施工するか？
 - ・ 防火区画貫通部の壁や床の種類はどのようなものか？
 - ・ 開口部の設置場所や、配線状態により、認定書通りに施工する事が難しい場合、どのように施工すればよいか？
 - ・ 耐火構造のボード壁(中空壁)をケーブルが貫通する場合はどのように施工すればよいか？
 - ・ デッキプレート(床)の工法にはどのようなものがあるか？
 - ・ ケーブルが防火区画以外の壁や床を貫通している場合どのような防火措置をすればよいか？
 - ・ ケーブルが防煙区画を貫通している場合どのような防火措置をすればよいか？
- 3.3 ・ 大臣認定工法で施工した後、追加として両側のケーブルに延焼防止処理をする必要があるか？……………21
 - ・ 準耐火建築物におけるケーブル貫通部の防火措置はどのようにすればよいか？
 - ・ 防火構造の外壁等のケーブル貫通部はどのように措置したらよいか？
 - ・ バスダクトの区画貫通部防火措置工法にはどのようなものがあるか？
 - ・ 電線管(金属管と硬質ビニル管)の防火措置工法には、どのようなものがあるか？
- 3.4 ・ 合成樹脂どう管(PF管)の区画貫通部防火措置工法にはどのようなものがあるか？……………22
 - ・ 消防法にいう令8区画に対して大臣認定工法を採用しても良いか？
 - ・ ワイヤリングダクトが防火区画を貫通する場合の大臣認定工法はあるか？
 - ・ 予備の開口はどのようにすべきか？
- 3.5 ・ 国土交通大臣認定番号の「PS060WL」「PS060FL」はどういう意味ですか？……………23
 - ・ 20分の耐火(遮炎)性能が必要な防火区画等の貫通部措置はどのようなものがあるか？
 - ・ 45分の耐火(遮炎)性能が必要な防火区画等の貫通部措置はどのようなものがあるか？
 - ・ 国土交通大臣認定番号の4桁の数字は何か？
 - ・ 旧BCJ評定はどうなった？
 - ・ 認定の「留意事項」とは何か？
 - ・ 留意事項に示されている図のとおり施工する必要があるか？
- 3.6 ・ 認定範囲より薄い壁や床の貫通部の場合は、どのように施工するか？……………24
 - ・ 強化天井をケーブル・配線が貫通する場合は、どのように施工すれば良いか？
 - ・ 埋設して貫通している場合の大臣認定はあるか？
 - ・ 埋設貫通部はどのようにすべきか？
 - ・ 梁をケーブルが貫通する場合の大臣認定はあるか？
 - ・ 梁をケーブルが貫通する場合はどのように施工すべきか？
 - ・ 木造建築物の防火区画貫通部はどのように施工すべきか？
 - ・ 木造建築物の防火区画貫通部へ、RC造等に適用する大臣認定を施工することまでできるか？
 - ・ 電線管等の端部はどのようにすべきか？
 - ・ スイッチ・コンセント部分の大臣認定はありますか？
 - ・ スイッチ・コンセント部分の耐火措置はどのようなものがありますか？

- ・押し出し成型セメント板に適用する場合はどのようにすべきか？

4. 材料について

- 4.1 ・防火材料とは何を指すか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - ・不燃材料とはどのように規定されているか？
- 4.2 ・準不燃材料とはどのように規定されているか？・・・・・・・・・・・・26
- 4.3 ・難燃材料とはどのように規定されているか？・・・・・・・・・・・・27
 - ・建築材料を性能試験によってまとめるとどのようになるか？
- 4.4 ・大臣認定工法に使用される材料にはどんなものがあるか？・・・・・・・・28
 - ・性能評価書に記載されている材料と同種類の材料であって、メーカーの異なる材料を使用した場合、大臣認定工法といえるか？
 - ・大臣認定工法を認定通りに施工した上で、追加措置をしても良いか？
 - ・防火区画貫通部措置工法に使用されている材料にアスベストは含まれているのか？
 - ・ロックウールとアスベストはどのように違うのか？

5. 工法の品質管理について

- 5.1 ・ケーブル防災設備協議会とはどのような団体か？・・・・・・・・・・・・29
 - ・「工法表示ラベル」とはどのようなものか？
- 5.2 ・国土交通大臣認定工法の品質管理について、ケーブル防災設備協議会での規定があるか？・・・・・・・・30
- 5.3 ・2. クレーム処理のフローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 - ・防火区画貫通部を国土交通大臣認定工法で施工する場合、施工者には講習の受講や資格が必要か？
 - ・講習会とはどのようなものか？
- 5.4 ・工法表示ラベルの請求にはどのような手続きがあるか？・・・・・・・・32
 - ・国土交通大臣認定工法の中でロックウールの充填密度が条件に規定されているが、どのように管理すればよいか？
 - ・難燃ケーブルを使用した場合、大臣認定工法で施工しなくてもよいか？
 - ・認定工法通りに施工できない場合どのようにすればよいか？

6. 関連法令抜粋

- 紹介条文の項番等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 6.1 ・建築基準法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 6.2 ・建築基準法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 6.3 ・建設省告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 6.4 ・建設省通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 6.5 ・消防庁告示・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 6.6 ・国土交通省告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 6.7 ・国土交通省通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

お断り

本文中に記載されている建設省は、現国土交通省の事であり、建設省告示等は当時のまま記載しております。

また、年号につきましては西暦表示をしておりますが、法律内の文言につきましては原文通りに記載しております。参考までに、以下の通り対比されます。

昭和 50 年→西暦 1975 年、平成元年→西暦 1989 年、平成 12 年→西暦 2000 年

本 Q&A に記載の内容は、各方面からの意見を取り入れたケーブル防災設備協議会としての見解を含んでおります。